

広島県議会欧州訪問団（仮称）派遣に係る業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県議会欧州訪問団（仮称）の派遣において、職員では対応できない現地の諸手配について、これらを専門に取り扱う旅行業者に委託することにより訪問団の業務を円滑かつ的確に実施すること。

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年9月29日（金）まで

(4) 予算額

23,539千円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち県との契約部分7,872千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年6月9日（金） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年6月13日（火） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年6月14日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県議会事務局総務課

② 提案書提出期限

令和5年6月16日（金） 午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 企業概要書

イ 電子データの保存等に関する申出書

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

- (6) 業務委託仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
 - ③ 仕様書等の交付を受けた場合は、提案書の提出時に返却すること。ただし、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県議会事務局総務課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和5年6月21日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和5年6月22日（木）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県議会情報公開条例に基づき公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 企業概要書
- 電子データの保存等に関する申出書
- 契約書（案）
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 業務提案書評価基準
- 業務提案書作成要領
- 業務提案書の様式
- 見積書の様式

【問い合わせ先】

広島県議会事務局総務課経理係

電話 082-513-4723（ダイヤルイン）